

4. 「食品添加物」なので安心して使用できますか？

次亜塩素酸水は食品添加物ではありません。

食品添加物の認可を受けているのは、次亜塩素酸水（電解水）です。

しかし、次亜塩素酸水は「生成しながら使うこと」が条件となるため、商品として流通する事はありません。

よって、「食品添加物」と謳って販売する事はできません。

また、ハイターやカビキラーなどの次亜塩素酸ナトリウム（ソーダ）も食品添加物なので、「食品添加物＝必ずしも安全」とは言えません。